

別添

## 令和7年度青森県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

### 1 趣旨・目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものです。

### 2 実施主体

県（社会福祉法人青森県社会福祉協議会に委託）

### 3 実施内容

平成27年12月25日付け青こ第1614号「青森県放課後児童支援員認定資格研修事業の実施について」の別添「青森県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱」に定める内容の研修を実施します。

### 4 日程

1科目90分間、合計24時間の講習を4日間の日程で実施します。

1日目	令和7年10月22日(水)	9:20～16:45
2日目	令和7年10月23日(木)	9:30～16:45
3日目	令和7年11月10日(月)	9:30～16:50
4日目	令和7年11月11日(火)	9:30～16:50

※時間は変更となる場合があります。

### 5 会場

リンクステーションホール青森  
（青森市堤町一丁目4-1）

※駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関を御利用ください。

### 6 定員

150名

## 7 参加資格

次の（１）及び（２）のいずれにも該当することが要件となります。

- （１）基準第10条第3項各号のいずれかに該当すること。
- （２）県内の放課後児童クラブにおいて事業に従事している者（今後従事しようとする者を含む。）であること。

## 8 受講者負担

研修受講料は無料ですが、研修に使用するテキスト代や会場までの旅費、宿泊費等は受講者の負担となります。

## 9 受講者があらかじめ準備するもの

基本テキストとして「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第3版～認定資格研修のポイントと講義概要」（中央法規株式会社出版「放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会＝編著」【定価1,100円（消費税込1,210円）】）を使用します。受講者は、あらかじめ当該テキストを準備し、当日持参して下さるようお願いいたします。

### 【留意事項】

研修会場での販売等はしませんので、必ず各自で準備してください。

テキストは、参考1「FAX申込書」により購入することができますので、適宜活用してください。なお、送付には1週間程度の日数を要しますので、前もって御準備くださるようお願いいたします。

## 10 受講申込の方法

受講申込は、受講申込書にその他の必要書類を添付して、以下のとおり申し込んでください。

### （１）受講申込先

勤務する放課後児童クラブが所在する市町村担当課

※連絡先等は参考2「市町村担当課一覧」を御確認ください。

### （２）受講者の市町村への申込書提出期限

勤務する放課後児童クラブが所在する市町村担当課に御確認ください。

### （３）受講申込の必要書類

- ・「令和7年度青森県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（第2号様式）」
- ・受講申込者が基準第10条第3項各号に該当することを証明する資格証等の添付書類

添付書類は、別紙「基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について」を御確認ください。なお、適宜「勤務証明書（第3号または第4号様式）」を活用してください。

市町村は、受講申込者の資格証等の確認を行い、内容が適正であると認められ

る場合は、受講申込書に市町村担当者氏名を記載してください。

(4) 市町村から県への受講申込の報告期限

**令和7年8月22日(金) 必着 ※厳守**

市町村は、受講申込書を取りまとめのうえ、「令和7年度青森県放課後児童支援員認定資格研修受講申込一覧(第1号様式)」を添付して県子ども家庭部こどもみらい課に提出してください。

(5) その他

定員の都合上、各市町村に対しあらかじめ参加人数の目安を示しています。研修事業は次年度以降も継続的に実施する予定としていますので、御承知おきください。

## 11 受講者決定通知書の送付

受講決定者については、後日、市町村を通じて受講決定通知書(受講案内等)を送付します。

## 12 その他

(1) 研修の修了、資格の認定等

研修の科目修了者(一部科目修了者)には、放課後児童支援員の資格を認定(一部認定)し、全部修了証(一部修了証)が発行されます。

なお、受講申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(2) 受講者の個人情報の取扱い

受講申込書類に記載していただいた情報は、青森県放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

## 13 問い合わせ先

研修全般、受講申込に関することは、各市町村担当課を通して県子ども家庭部こどもみらい課までお問い合わせください。

(事務局)

青森県子ども家庭部こどもみらい課児童施設支援グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

電話：017-734-9303

FAX：017-734-8091

(研修事業委託事業者)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 施設支援課

〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階

電 話 : 017-723-1391

F A X : 017-723-1394

※青森県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書等は、青森県庁ホームページからダウンロードすることができます。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kodomo/houkagojidoushienin\\_kenshu.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kodomo/houkagojidoushienin_kenshu.html)